

丹波篠山市みんなの手話言語条例 丹波篠山市手話施策推進について



丹波篠山市 社会福祉課

条例制定までの歩み

2006（平成18）年採択の障害者権利条約に「手話」を言語と定義

2011（平成23）年 改正障害者基本法に「手話」を言語と認める

2013（平成25）年 全国で初めて鳥取県で手話言語条例が制定



それを背景に

同年12月 篠山市議会において

「篠山市でも手話言語条例制定して人権にやさしい
街づくりを推進しては」との一般質問がされた。



市長が

『条例制定について今後検討していきます』と答弁

条例制定までの歩み

平成26年度市政執行方針において

「手話を言語として認め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に認め合える社会の実現を目指し、『手話言語条例等』の制定を検討すること」を改めて表明

手話のみに特化した条例を制定!

条例を制定することで手話だけでなく
障害福祉全体の底上げができるとの考え

条例制定までの歩み

条例の素案づくり・・・事務局の想い

条例の条文の前に「前文」を置くこととする。

「前文」は、基本理念や制定意図を強調し、宣言して明らかにする場合に置かれている。

おおいに悩む・・・

～前文に含めたい内容～

- ・ろう者の歴史、生活上の障壁、現状
- ・言語とは
- ・手話とは
- ・制定の意義、取り組み方針



制定までの歩み 検討委員会



（仮称）篠山市手話言語条例検討委員会メンバー

- 識見を有するもの 2名
- 聴覚障害者団体 2名
- 地域福祉関係 5名
- 計 9名

オブザーバー（市教育委員会関係） 2名



条例制定までの経過

年 月 日	内 容
平成26年5月28日	第1回（仮称）篠山市手話言語条例検討委員会 （経過説明、概要説明等）
平成26年6月30日	第2回（仮称）篠山市手話言語条例検討委員会 （条例素案の検討）
平成26年7月24日	第3回（仮称）篠山市手話言語条例検討委員会 （条例素案の検討）
平成26年8月29日	第4回（仮称）篠山市手話言語条例検討委員会 （条例素案の検討、条例名の検討）
平成26年9月9日 平成26年9月～10月 平成26年10月18日	条例（案）市長報告 パブリックコメント 秋祭りイベントにおいてPR活動
平成26年11月4日	第5回（仮称）篠山市手話言語条例検討委員会 （パブリックコメントの報告）
平成26年11月26日	議会上程
平成26年12月19日	条例制定
平成27年4月1日	条例施行

検討委員会の意見

- 手話の意義・必要性（ろう文化・手話を尊重）
- ろう者の歴史・ろう者の理解
- 他の障害を含めて理解できる表現
- ことば、表現の議論、文言整理
（一字一句の選択）

12月19日 可決!!



【手話言語条例 成立状況】

施行順	自治体名	条例正式名称	成立日	施行日
1	鳥取県	鳥取県手話言語条例	2013年10月08日	2013年10月11日
2	北海道石狩市	石狩市手話に関する基本条例	2013年12月16日	2014年04月01日
3	北海道新得町	新得町手話に関する基本条例	2014年03月05日	2014年04月01日
4	三重県松阪市	松阪市手と手でハートをつなぐ手話条例	2014年03月24日	2014年04月01日
5	佐賀県嬉野市	嬉野市心の架け橋手話言語条例	2014年06月20日	2014年07月01日
6	北海道鹿追町	鹿追町手話に関する基本条例	2014年09月19日	2014年10月01日
7	兵庫県加東市	加東市手話言語条例	2014年11月27日	2015年04月01日
8	山口県萩市	萩市手話言語条例	2014年12月18日	2014年12月20日
9	兵庫県篠山市	篠山市みんなの手話言語条例	2014年12月19日	2015年04月01日
10	神奈川県	神奈川県手話言語条例	2014年12月25日	2015年04月01日

現在、全国の458の都道府県及び市町村で成立!!!! (2022年10月14日現在)

条例制定後のうごき

- 手話言語条例のパンフレット配布
- 市民に対する普及啓発（企業、学校、住民学習）
- 手話学習の取組（職員研修、市議会議員研修）
- 市HP・広報紙での「手話コーナー」掲載
- 手話ステージにかかる助成金の交付

etc



平成27年1月26日 市議会議員の自主的な学習会

篠山市会では26日、手話を学ぶ研修会を市役所で開いた。手話通訳者の市地域福祉職員2人が講師となり、市議に教えた。

市は12月に「篠山市みんなの手話言語条例」を制定、4月に施行される。市議が先頭に立って手話を覚えようと企画した。

研修会では、座学で聴覚障害者の不便さやコミュニケーション法などを学んだ。「お金」「ダメ」などの単語は一般的な身振り手振りと同じという。また、手話を使う際の注意点

手話で自己紹介に挑戦

として「豊かな表情で」「口を大きく動かす」などとアドバイスを受けた。

その後、実際に「私は篠山市議会議員の○○です」と自己紹介に挑戦。会合などのあいさつで使えるよう練習し、全員の前で1人ずつ披露した。

林茂議長は「議員が率先して手話を使うことで徐々に市民にも広がり、弱者に寄り添う温かいまちになれば」と話した。

（安福直剛）

篠山市会 ■ 条例制定で市議ら研修



手話通訳者（右）の指導で自己紹介に挑戦する市議会議員ら
＝篠山市役所

制定後の状況

篠山市みんなの手話言語条例第7条に基づく 手話施策推進委員会を設置

第1回 平成27年 7月 7日

第2回 8月20日

第3回 10月 2日

市長へ報告 12月17日

★委員会メンバー

- ・ 識見を有するもの : 2名
- ・ 聴覚障害者団体 : 3名
- ・ 地域福祉関係 : 5名
- ・ 教育委員会関係 : 2名

計12名

手話施策推進方針

推進方針（案）の作成

推進目標を掲げる。

条例制定後、どのように手話を広げるか。安心して暮らせる篠山市にするか。

さらに悩む・・・

手話であいさつができる篠山市をめざす
具体的な取り組みを検討



手話施策推進方針

【 推進目標 】

手話を必要とする人が安心して暮らせるよう、手話で会話ができる篠山市をめざします。

【 基本方針 】

手話を必要とするすべての人が、いつでも自由に手話を使い、手話による意志疎通を行い、社会参加をし、安心して暮らすことのできる地域社会となるよう、市は、市民が手話が言語であることを理解し、手話を学び、手話で意志疎通を図ることができる、手話の使いやすい環境づくりを推進します。

手話施策推進方針

1. 手話の理解及び普及に関する事項
2. 手話による情報取得及び手話の使いやすい環境づくりに関する事項
3. 手話通訳者の配置又は派遣等意志疎通支援に関する事項
4. その他の事項

手話施策推進方針

【 短期的な取り組み 】

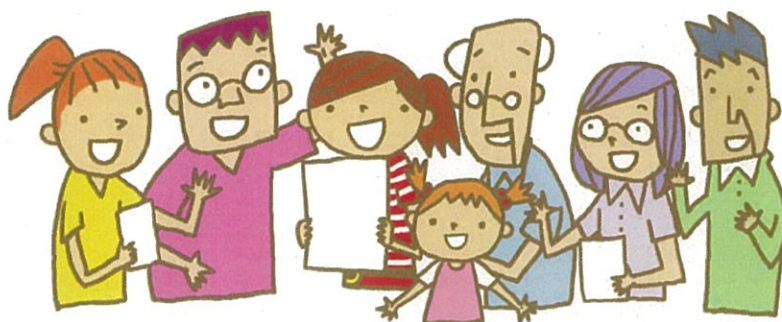
- 手話の出前講座、ミニ手話教室の開催
- 住民学習の選択課題としての手話講座
- 学校現場での手話学習
- 医療機関や公益的施設で手話による意志疎通ができるよう働きかける
- コミュニケーションボードの配布

手話施策推進方針

【 長期的な取り組み 】

- 手話を使える職員の養成
- 子ども達がろう者や手話への理解を深めるため、学校教育の中で継続して学べるよう教育委員会とも連携を図る
- ICT（情報通信技術）を活用した遠隔手話通訳サービス等の導入について調査、研究

手話学習の取り組み



・住民学習

各集落ごとの開催

・小・中・高校

市内の小・中・高校数（22）

・その他

商工会・高齢者大学など

小学校



